

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	児童福祉法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、児童福祉法に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成30年4月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	7 児童福祉法に関する事務
②事務の概要	児童福祉法56条第2項の規定に基づき、同法第27条第1項第3号に規定する里親の委託又は児童福祉施設の入所に要する費用及び委託後の養育又は入所後の保護につき同法第45条の最低基準を維持するための費用を徴収している。 具体的手続及びその使用するシステムは。 ① 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親の委託又は児童福祉施設の入所に要する費用及び委託後の養育又は入所後の保護につき同法第45条の最低基準を維持するための費用を本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収。 -ア、イ、ウ ※エクセルファイルについては、パスワード管理を徹底する。
③システムの名称	(ア)MICJET番号連携サーバー、(イ)中間サーバー、(ウ)エクセル
2. 特定個人情報ファイル名	
中間サーバーファイル、エクセルファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の16, 57, 116の項 2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 高野 辰代
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

